

産業建設委員会 会議録

日 時 令和2年8月24日（月曜日）

午前10時開会 午前11時15分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議・説明事項
- 4 閉 会

出席委員（8名）

委員長	勝田	達也
副委員長	小坂	博
委 員	内田	卓男
委 員	柏村	忠志
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柳澤	明
委 員	平石	勝司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（12名）

副市長	栗原 正夫	都市産業部長	船沢 一郎
建設部長	岡田 美徳	商工観光課長	羽成 健之
道路管理課長	浅岡 武徳	農林水産課長	佐藤 亨
道路建設課長	草間 正志	都市計画課長	飯泉 貴史
住宅営繕課長	皆藤 秀宏	下水道課長	和田 利昭
公園街路課長	室町 和徳	水道課長	黒須 清一

事務局職員出席者 松本 裕司

傍聴者 なし

今野 貴子 議員

○**勝田委員長** ただ今から、産業建設委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。9月定例会上程議案等について次第（1）「令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）（案）」について執行部から説明願います。

○**佐藤農林水産課長** おはようございます。農林水産課でございます。別添資料の1. 令和2年度4月一般会計補正予算（第8回）という資料をお手元にご用意ください。こちらにつきましても、土地改良区事業に対する補助金でございます。土地改良区が、国、県に対しまして令和2年度事業を要望し、事業が承認されたことから、市も協調して補助要項に従い補助を行うもので、補正予算の額にありますが40万円の補正予算を計上するというものでございます。補償内容について御説明します。2ページをお願いします。2. 補正理由の3行目でございます、「今般」というところ、土浦の土地改良区の大岩田霞樋門のスライドゲート、それから開閉部分の工事について今年度、令和2年度の国、県の補助の対象事業として今般、承認されたために、土浦市土地改良事業補助金として本市の補助金についても合わせて交付するものでございます。補正予算額は、40万円ということで、4番目の補助金増額の内容となっているところでございます。こちらは、更新工事の事業費が500万円、それから、国、県がそれぞれ30パーセントで150万円ずつということでございます。市の補助金についてはその500万円から国、県の補助金を引きました裏負担分として20パーセントで40万円ということでございます。土地改良区の負担金につきましても、国、県、市の補助を引いた分でございます160万円となっております。5番目がその更新対象の施設の概要となっているものですが、4点目でございますけれど、建設年が昭和49年度建設のゲートで、コメ印にもありますが耐用年数は30年とあるところ、もう46年も経過しているということで、老朽化が著しいということで、国の現地調査がありましたが、優先順位が高いということで補助が採択されたというものでございます。3ページが位置図でございます。場所でございますが、赤くなっているところがゲート更新場所となっているところでございます。大岩田の水郷公園、それから水郷体育館の入口の道路の突き当たりで、ちょうど水郷プールのところをネイチャーセンターのほうに曲がる場所でございますが、そこをまっすぐ行ったところ霞ヶ浦に抜けたところで、同じ場所にあります用水施設への取水の水門でございます。地図で赤く染まっているところがございまして、これが受益地となっているところでございまして4.2ヘクタール。このゲートの開閉ができなくなってしまうと取水ができなくなってしまう、受益地に支障が生じるというところでございます。4ページでございますが、その写真でございます。霞ヶ浦湖畔に

せり出しているように設置されているもので、上部の開閉器を手動のレバーで操作して開け閉めをするものです。農繁期には開けて、大雨が降った時や農閑期のときには閉じるというものでございます。このゲートは今のところ支障がないところですが、老朽化、サビ等が激しいということで、ゲートが破損若しくは閉じっ放し等、取水ができなくなるか、開けっ放しになると大雨によりまして用水施設に水が溢れて支障が生じるというものでございます。

工事につきましては本定例会で補正予算のご承認を賜りましたら、速やかに発注し、農閑期になる10月に着工を予定しております。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件に関しまして何かございますか。
(「なし」との声あり。)

○**勝田委員長** それでは、令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)(案)について執行部から説明願います。

○**和田下水道課長** おはようございます。下水道課でございます。令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)(案)について、別添資料2の1ページをお願いいたします。9月定例会におきまして、増額補正をお願いする事業につきましては、公共下水道(汚水)整備事業における工事請負費及び今年度より公営企業会計に移行しました下水道事業における下水道企業債、借入金の償還元金の補正をお願いするものでございます。はじめに、表の中の1つ目の1款、資本的支出の1項、建設改良費の1目、^{きよ}管渠費の18節は、公共下水道(汚水)整備における工事請負費でございます。公共下水道(汚水)工事は、毎年、国庫補助金の活用により、未整備地区の工事を継続する事業でございますが、今年度の国庫補助金につきましては、交付内定額が当初見込みに対して増額となりますことから事業費の補正をお願いするものでございます。

なお、国庫補助金の増額分につきましては、今年度予定しておりました国道6号バイパスの整備に伴う既存^{きよ}管渠の移設工事につきまして、国の用地交渉の遅れから、道路工事の着手が遅延しており、一部区間の移設工事につきまして、年度内発注が困難となり、今年度分の単独事業費に余剰が見込まれますことから、今回の補助金の増額につきましては、下水道事業債及び単独事業費との財源更生により対応するものでございます。続きまして、2つ目の1款、資本的支出の2項、企業債償還金の1目、企業債償還金の76節、下水道事業債の補正は、企業債償還金、元金の増額補正でございます。

公営企業会計に移行しました下水道事業の企業債につきましては、下水道工事の請負費などに対し、財政融資資金や銀行など、金融機関からの借入れにつきまして、毎年、償還しているところでございます。この度の補正は、償還期間設定などの手続きにおいて、一部、令和2年度分の償還金に不足が生じたことから、償還金の元金につきまして、増額補正をお願いするものでございます。続きまして、2ページをお願いしま

す。こちらの資料は、下水道事業会計の収支に関する条項でございます。第2条の資本的収入及び支出につきまして、当初の既決予定額に対しまして補正予定額を計上し、収入支出額をそれぞれ改めるものでございます。また、3条の特例的収入及び支出と4条、企業債の額について、それぞれ改めるほか、5条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助を受ける金額でございますが、収支の補正に伴って、補助額につきましても改めるものでございます。

なお、収支内容の詳細につきましては、3ページが資本的収支の実施計画書で、4ページは事項別明細書でございます。下水道課の説明は、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件に関しまして何かございますか。
(「なし」との声あり。)

○**寺内委員** 下水道課長じゃないんだけど、前に都市整備部長にお願いしてあったんだけど、バイパスの側道の、それがどのような経路で土浦牛久バイパスに繋ぐのかを、委員会に出してくださいと塚本部長に言っておいたんですよ。わかりましたと言っていたんだけど、出てこない。やっぱり図面があって初めて、例えば用地買収が未買収なのは2件入っていますからできません、とかならともかく、何もなくて説明だけで繰越しになってますといっても、どういうところが遅れてるから繰越しになっているのかが分かるけれども、どういう形態で側道ができるかがわからないので、できればそれを国交省に言って、図面はできあがって買収に入ってるから、委員会のほうに開示してもらったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。それを見ながら説明してもらえれば、なるほどということがあるんだけど、今、多分1件か2件くらいでしょう。未買収になっているのは、ねえ。だからそういうのも、ここはまだ決まっていらないですよ、と。ほかの用地買収は済んでいるのですけれど、この2件がまだなので工事に入れないんですよ、というくらいの説明はしてもらったほうがいいと思うので、今度の委員会は、間に合えばそういったものを出してください。

○**船沢都市整備部長** 資料の方を確認させていただきます。そして、事業の説明をするときに、図面などを絡めまして、わかりやすい説明をさせていただきたいと思います。以上です。

○**勝田委員長** ほかにございますでしょうか。なきようであれば、続いて次の案件となります。「土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正」について執行部から説明願います。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正(案)につきまして、別添資料3の1ページをお願いします。この度の条例改正の箇所につきましては、2点でございます。

1つ目としまして、水道事業及び下水道事業共にそれぞれの条例、第6条に議会の同意を要する賠償責任の免除に係る条項がございます。条例の本文におきましては、地方公営企業法第34条の規定により準用する地方自治法第243条の2第8項との標記につきまして、243条の2の2第8項への改正がありましたことから、条項のずれを正すと共に、水道事業の条例につきましては、一部文言の整理のため条文を改めるものがございます。また、2つ目としまして水道事業の条項第8条の業務状況説明書類の作成につきましても、一部文言の整理を行い、条文を改めるものがございます。なお、2ページに添付がございますが、今回の改正にあたる現行の条項を抜粋したものでございます。水道課及び下水道課の条例改正は、以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。条例の一部改正についてということですが。ただ今の件に関しまして何かございますか。

(「なし」との声あり。)

○**勝田委員長** よろしいでしょうか。では、次の案件にまいります。それでは、次は市道の路線の認定(案)について、執行部から説明願います。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。別添資料4、市道の路線の認定につきまして、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回、市道の認定(案)につきましては、中村南二丁目7号線の1路線でございます。市道認定路線の概要でございますが、開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が敷設され、舗装も完了しております。恐れ入ります。3ページをお願いいたします。中村南二丁目7号線は、土浦第3中学校の北東側に位置します中村南二丁目地内におきまして、株式会社クラフトによりまして、開発面積約8,600平方メートル、27区画の宅地分譲地内に、幅員6.0メートル、延長265.13メートルの市道を認定するものがございます。以上、1路線の市道認定につきまして、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございます。ただ今の件に関しまして御質問等は何かございますか。

(「なし」との声あり。)

○**勝田委員長** よろしいでしょうか。では、続いて専決処分の報告(道路管理瑕疵)について、執行部から説明願います。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。道路管理課でございます。別添資料5、専決処分の報告について、御説明いたします。

今回の報告につきましては、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解でございます。1ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和2年4月18日

の午後4時30分頃、2ページに添付いたしました宍塚大池の北側であります土浦市宍塚字向山9番地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が市道宍塚45号線を走行し、ゴルフ練習場駐車場敷地に車を乗り入れる際、側溝に設置してあるグレーチングが跳ね上がり、3ページの下にあります写真のとおり車両のフロントバンパーを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額44万9,724円のうち、過失割合100パーセントに当たる全額の44万9,724円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、3ページの上にあります写真が現場状況でございますが、跳ね上がったグレーチングにつきましては、側溝のコンクリートが一部欠けていたことによりガタツキが発生していたことが原因であったため、直ちに、側溝の補修とグレーチングの交換をいたしております。説明につきましては、以上でございます。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございます。ただ今の件に関しまして御質問等がございますか。

(「なし」との声あり。)

○**勝田委員長** よろしいでしょうか。では、続いて専決処分の報告(和解)について、執行部から説明願います。

○**皆藤住宅営繕課長** 住宅営繕課でございます。別添資料6をお願いいたします。資料の1ページをお願いいたします。今回の報告につきましては、住宅管理の瑕疵に係る損害賠償についての和解でございます。事故の概要でございますが、今年3月25日4時45分頃でございます。市営中高津住宅の2号棟・階の・・・号室と・・・号室の共有部分にございます給水管のほうに破損いたしまして水漏れが発生したものでございます。水漏れによりまして・・・号室と・・・号室が被害にあったものでございます。和解の内容につきましては、市が・・・号室にお住まいの方に対しまして、損害額の100パーセントに当たります4千円を支払うことで和解したものでございます。支払いについては、損害賠償保険にて対応したものでございます。3ページをお願いします。こちらの写真が現場の写真でございます。畳とかふすまが水で濡れてしまったので、市のほうで修繕し、対応したものでございます。なお、今回の損害賠償は、・・・号室の方に対します保障でございますが、もう1件の・・・号室の方については、家財等に被害がなかったということで損害賠償は求めないといったことでございます。説明につきましては以上です。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございます。ただ今の件に関しまして御質問等がございますか。

(「なし」との声あり。)

○**勝田委員長** よろしいでしょうか。では、続いて次は（２）の報告事項に進みます。入札案件について順次、説明願います。

○**草間道路建設課長** 道路建設課でございます。別添資料7、入札案件について御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては、1件でございます。1ページをお願いいたします。東真鍋1号橋（木田余立体橋）耐震補強工事及び長寿命化工事でございます。工事の場所につきましては、東真鍋町地内でございます土浦第二中学校の南東側、幹線道路であります、市道Ⅰ級18号線、通称国体道路の橋梁でございます。工事概要につきましては、まず耐震補強工事としましては、橋桁の落下を防止するための落橋防止装置の設置など、また、長寿命化工事としましては、既存の排水管を撤去し、新たな排水管を移設する工事などでございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。同じく、別添資料7の入札案件につきまして、2ページをお願いします。国補都下第1号西根・竹の入都市下水路施設整備工事でございます。この工事は、中村西根地区から中村南地区周辺の浸水対策として、常総学院高校の西側に位置する都市下水路の流末付近にあたる箇所の改修工事でございますが、平成24年度から防衛省の補助金を活用し事業を継続しております。今回の工事内容でございますが、昨年度に引き続き、水路幅2.2メートル、深さ1.9メートルの水路断面により52メートル区間の工事を実施するものでございます。続きまして、3ページをお願いします。国補公下（雨水）第1号神立菅谷雨水幹線（調整池）整備工事の1工区でございます。この工事は、現在、神立中央地区周辺から神立東地区周辺の浸水対策として整備を進めております雨水幹線整備の一環として、菅谷町地内に新設しております雨水調整池の整備工事でございます。今回の工事内容につきましては、昨年度に引き続き、調整池の掘削及び残土搬出を継続する工事でございます。続きまして、4ページをお願いします。国補公下（雨水）第2号神立菅谷雨水幹線（調整池）整備工事の2工区でございます。この工事は、3ページでご説明いたしました調整池工事の2工区目でございます。続きまして、5ページをお願いします。国補公下第6号田村第一処理分区公共下水道（污水）工事の3工区でございます。この工事箇所は、田村地内の継続整備路線でございます。工事内容につきましては、口径200ミリの污水管渠（きよ）を、129メートルの区間敷設する工事でございます。続きまして6ページをお願いします。国補公下第7号田村第二処理分区公共下水道（污水）工事でございます。この工事につきましても、田村地内上大津東小学校の西側に位置する継続整備路線の工事でございます。工事内容につきましては、口径200ミリの污水管渠（きよ）を、74.5メートルの区間、敷設する工事でございます。続きまして、7ページをお願いします。市単公下委第3号右舩第二処理分区公共下水道（污水）実施設計委託でございます。右舩地区の整備

状況は、現在、県から市に移管された、旧、県道土浦竜ヶ崎線の沿線におきまして、下水道の整備が進んできておりますことから、地元からの要望をいただいております未整備地区の工事着手に先立ちまして、設計委託を行うものでございます。なお、業務委託の内容でございますが、中継圧送ポンプの設置などを含めました路線延長812メートル区間の設計を委託するものでございます。下水道課は、以上の6件でございます。よろしく申し上げます。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます。1枚おめくりいただきまして、8ページをお願いします。公園街路課で報告させて頂く入札案件の1つ目は、8月26日執行の指名競争入札案件で、委託件名、遊具点検業務委託です。委託内容については、亀城公園をはじめとして、市内の146公園にある508基の遊具の安全点検を行うものです。なお、遊具点検については、年1回法定点検が義務付けられたことから行うものです。続きまして、9ページをお願いします。賃貸借件名、荒川沖駅西口広場街路灯賃貸借です。この案件の内容ですが、この位置図に記した箇所に設置するLED照明灯の賃貸借契約を行うものです。1枚おめくり頂き、10ページをお願いします。8月28日執行の一般競争入札案件です。工事件名、土浦市営駅西駐車場泡消火栓塗装工事となります。工事内容ですが、駐車場に設置している泡消火栓を年次計画で塗装工事を行っており、今回は、M3階の泡消火栓の塗装を行うものです。私からの説明は以上です。

○黒須水道課長 水道課でございます。同じく入札案件2件について、御報告いたします。別添資料7の11ページをお願いいたします。前年度、市の給水区域に編入いたしました中村簡易水道区域の配水管整備を行うための実施設計業務委託でございます。この区域の工事は、4工区にわけて令和元年度から令和4年度の4箇年で実施する計画で、現在は、1工区の配水管整備工事が完了し、2工区の工事発注の準備を進めている状況でございます。今回は令和3年度、4年度の2箇年度分の実施設計を実施するもので、延長が長いので2工区に分けて発注するものでございます。こちらの位置図に示された区域が、令和3年度工事予定箇所でございます。委託内容は、延長1060メートル、口径が50ミリから100ミリの管敷設工事を行うための実施設計業務委託でございます。次に、12ページをお願いいたします。こちらが令和4年度工事予定箇所区域でございます。委託内容は、延長960メートル、口径が同じく50ミリから100ミリの管敷設工事を行うための実施設計業務委託でございます。説明は以上でございます。

○勝田委員長 はい、ありがとうございました。ただ今の件に関しまして御質問等がございますか。

○寺内委員 室町課長、遊具の点検はいいんだけども、小松のところの奥の公民館の遊具なんていうのは、全然使えないんで。子供らが遊びに行っても危ないから使わないでちょうだいと。そのままになってたんだよね。だからそういうのは、わかり次第直せ

るものは直すとか、だめなものは撤去するとかってやってやらないと、点検した結果、危ないですよ、使わないでくださいでは、子供たちが行っても何もできないから。120日いろんなどこ点検してくるんだらうけど、そしたら子供の多いところは、公園とかで遊ばせることになるからそれじゃなくてもそれでなくたってコロナで他の遠いところは行かないでくれってことなんで、近くの公園で遊ぶのに、遊具はあっても遊べないでは、子供連れていったって何もできないわけだよ。だからそういうところは至急、やる事はやってやってくれればありがたいと思うの。やっぱりこの時節柄、公園に行くんで、やっぱりたくさん子供はいるよね、それで、我こそって遊具に行ったら、危ないの使わないでちょうだいってあると、もう公園にいったってやることがないわけだよ。子供もかわいそうなもんだから、点検やるのもいいけれども点検して、直せるものはなるべく早く直してやってくれるように努力してやってください。

○室町公園街路課長 小松の公民館の後ろの公園の遊具については、後ほど確認させていただきます。なお、今回点検をやりまして、状況によっては使えないのも出てくると思っていますので、そこら辺は来年度も長寿命化計画等も作成しますので、そこと合わせながら至急修繕するものはする、優先順位をつけていろいろやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○寺内委員 要望で結構ですから、よろしくをお願いしますよ。

○柏村委員 8ページの机上公園で、ちょっと所管がずれると思いますけれども、市の博物館がごさいますね。お猿さんが2匹、動物なんだか法律が厳しくなって、福祉愛護関係の努力をしなければならぬ。そういう意味ではここは、何回か言ったことがあるんだけど、相変わらず2匹の猿がいて、動物性に入れようかとか、野に放すとダメだとかいろいろ理屈を言っていましたけれども。いずれにしても、この状態でいいのかどうか、ちょっと気になったものですから。

○勝田委員長 猿の飼育状況が適切かというようなことでよろしいでしょうか。これ、室町課長、よろしいですか。

○室町公園街路課長 この亀城公園に2匹の猿がおりまして、何度か説明をしていると思いますけれども石岡のユートピアつくばの群れから排除された雄猿とか、笠間で農作物を荒らしていた雌猿が、どこにも馴染むことができず、こちらの亀城公園で管理しているような状況でございます。飼育に関しましては、猿小屋の規模というのがございまして、県の基準の面積は確保されておりました問題はございません。そして世話についても、シルバー人材センターの方で餌を毎日やってございますので、管理上の問題はございませんが、見た感じちょっと元気がないということがありまして、多くの方から、改善策をいただいているところでございます。引き続き、見ていきたいということで、今のところはこれ以上の策はないような状況でございます以上でございます。

○**勝田委員長** 私の方から1点、和田課長よろしいでしょうか。菅谷のですね、雨水幹線。ずっと継続してやっていただいております。これは大きな事業なもので、今、完成に向けて進捗状況はどの段階にあるのか、再度教えてもらってもよろしいでしょうか。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。現在の神立菅谷の雨水幹線の整備の状況でございますが、常磐線の横断工事、こちらが4箇年事業で、開始してからまもなく4年が経過するところなんですけれども、今年度で、横断工事が完成いたします。それに伴いました上下流部の接続の工事も進めておりまして、そちらのほうも10月末ぐらいまでには、接続工事が完了する予定でございます。調整地の工事につきましては、今の掘削と残土処分の工事をやっているところなんですけれども、残土が、残土条例との関わりもありまして、またさらに4、5年かかるような予定を持っております。ただし神立の駅から西側の路線につきましては、まだ未回収でございますので、今年度、実施設計等をかけてございます。あの水路は、霞ヶ浦土地改良区が所有しております農林省の財産でございます。その辺を調整しながら実施設計の結果に基づきまして、常磐線から西側につきましても、順次整備してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

○**勝田委員長** はい、よろしく申し上げます

○**柏村委員** 今の神立のね、出島用水はどこで管理してるんですか。

○**和田下水道課長** 出島用水の現在の所有者、管理者については農業用水路でございますので、管理者につきましては霞ヶ浦土地改良区の水路でございます。しかしながら、神立地区の都市化に伴いまして、雨水排水の路線も兼ねるといような状況となりましたことから、昭和の61年当時に、当時の出島土地改良区、今の霞ヶ浦土地改良区なんですけれども、こちらと土浦市との協議におきまして、お互いに管理するといような水路の状況となっております。以上でございます。

○**柏村委員** はい、わかりました。

○**勝田委員長** それでは、ほかになきようであれば次に進みたいと思います。次の案件となります。土浦市家賃支援給付金支給事業(案)について、執行部から説明願います。

○**羽成商工観光課長** 土浦市家賃支援給付金支給事業(案)について、説明いたします。別添資料8の1ページをお願いします。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策事業の事業内容の拡充となっております。まず事業目的でございますが、これまでも新型コロナウイルスの拡大により大きな打撃を受けている事業者の方々に対し、持続化給付金の支給などをはじめ、様々な事業継続支援に取り組んでいるところですが、この度、事業内容の拡充を図り更なる支援を行うものです。

事業内容でございますが、中小企業・小規模事業者などの固定費に対する負担軽減に

ついて、事業者自身で所有する事業用家屋などの固定資産税や都市計画税は、令和3年度課税分において軽減措置が図られる予定ですが、事業者の地代・家賃などについては、先ごろ国において賃料の負担を軽減する給付金、家賃支援給付金の申請受付が開始されたところです。国の家賃支援給付金は、自らの事業のための事業用家賃を支払いしている中小企業、小規模事業者、個人事業者などの方々を支給対象としていますが、今年5月から12月の売上高が、ひと月の前年同月比で50パーセント以上、または連続する3箇月の合計が、前年同期比で30パーセント以上の減収といった支給に係る売上要件がありますことから、その減収割合を境に国の持続化給付金と同様給付金がゼロになってしまう場合があります。

事業の継続に当たり、家賃などの固定費は重い負担となりますことから、本市では、国の家賃支援給付金が受給できない事業者に対し、独自の横出し給付金として支払賃料の2分の1で5万円を上限に6箇月分、最大で30万円を支給することで経営の後押しを図りたいと考えるものです。

なお、対象者につきまして、国では、今年5月から12月の期間の売上要件を満たす事業者を対象としていますが、本市では、1月から12月と持続化給付金同様3月、4月などの特に影響が大きかった時期も考慮しまして、今年1年間における減収が30パーセント以上50パーセント未満の方々を対象としたいと考えています。算定事例につきましては、具体的な給付額の算定事例は2ページをご覧くださいと存じます。前年同月の売上を比較し、ひと月でも30パーセント以上50パーセント未満の減収月があれば支給対象となるものでございまして、新規の開業者に対しては、持続化給付金と同様の特例をもって取り扱ってまいりたいと考えております。また、給付額は、支払賃料の2分の1で上限額が5万円となることから、月額10万円以上の賃料を支払っている場合には、満額30万円の支給が受けられることとなります。なお、賃料の契約形態は多様なケースがあります。一例でございますけれども、自己取引又は親族間取引など生計を一つにしている場合の契約や、社員寮・社宅などの賃貸借契約、また従業員への貸与契約など、事案によっては、対象とならない契約もできます。また、売上げ連動で賃料が変わる変動家賃など、金額算定の基礎が変わるような場合なども様々あります。

こちらは、ケースに応じた国の取扱い要領に従い対応してまいりたいと存じます。恐れ入ります。1ページへお戻り願います。事業期間ということで、こちらの申請につきましては、10月1日から年明けの1月末までとさせていただきます、既に持続化給付金の支給を受けているの方々に対しては、市の方から直接通知を差し上げ御案内してまいります。事業費でございますが、対象事業者につきましては、内訳に記載しましたテナント展開が考えられる業種、飲食店をはじめとする2,247事業者を考えていますが、その2,247事業者の20パーセント、450事業者分1億3,500万円を見込んだ

ところですが。また、本事業の予算については、内容拡充ということで、持続化給付金予算において対応したいと存じますが、先月、茨城県で予算が成立しました地域企業活力向上応援事業において、市町村の家賃などに対する補助事業を対象に、総事業費の2分の1の補助を受けられることとなりましたことから、今議会においては、県の補助に伴う財源更生をお願いすることとなるものでございます。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございました。ただ今の件に関しまして御質問等がございますか。それでは、私の方から2点程よろしいでしょうか。まず1点目が、ちょっと外れるかもしれませんが、令和3年度の固定資産税で減免される対象もあると思うのですが、その場合に、固定資産税は市の税金に入ると思うのですが、これは、減った分には国の国庫補助が予定されているかというのが、もし分かれば。もう1点が、屋号などを継いで、例えば親子間で、法人の継続ではない形となると、去年の実績が出て来ないと思うのですが、その場合は市で特例を設けていたと思うのですけれど、その件はこの家賃に関しても、前回と同じような考えでよろしいでしょうか。

○**羽成商工観光課長** まず1点目の、土地建物に対します固定資産税関係の予定につきましては、確認させていただきまして、課税課の資料のほうを提供させていただきたいと存じます。また、2点目の御質問に関しましては、先般の持続化給付金同様、取扱いをさせていただきたいと存じております。

○**勝田委員長** ありがとうございます。

○**内田委員** あの、一番下の部分ですが1ページの。県が半分1億3500万のうちもってくれるという事なんです、残りの財源はなんですか。地方創生臨時交付金から出てくるの。

○**羽成商工観光課長** こちらのほうにつきましては、持続化給付金の方で総事業費2億5,400万ということで頂戴してございます。その時、地方創生臨時交付金のほうに1億3500万充てててございますが、そちらから、今回の県費2分の1の6,750万を財源更正させていただくというような内容となっております。

○**内田委員** という事は私のいってることで合ってるということね。

○**羽成商工観光課長** はい。

○**内田委員** それで副市長さんね、各委員会でこういう案件が出てくると思うんだけど、いわゆる地方創生臨時交付金ね。ここから出ているということ、その案件ずつ表示してもらったほうがいいと思うんだよね。これ、例年と状況が違うでしょう、財源がね。いわゆる一般会計の純然たる所からの財源ではなくて、国から大きな金に来てそこから出てるんだということ、やっぱり議員、また、市民にわかってもらったほうがいい気がするもんですから、ぜひ、そうしてほしいと思うんですが。

○栗原副市長 交付金の充当について、できる限り説明を丁寧にできるように工夫してまいります。

○勝田委員長 よろしいでしょうか。それでは、次の案件となります。高収益作物次期作支援交付金について執行部から説明願います。

○佐藤農林水産課長 農林水産課です。恐れ入りますが別添資料9番、高収益作物食作支援交付金について、1ページを開きください。こちら一番上に高収益作物次期作支援交付金について、新型コロナ関連となっているところでございます。

こちらについてはまず1番目の支援対象者として、令和2年の2月から4月、こちらは国が指定しているコロナの影響があったという時期ということでございまして、その令和2年2月から4月の間に、高収益作物とされます野菜れんこんを含むものがございますが花き、果樹、茶について、出荷実績がある、または廃棄により出荷ができなかった生産者の方を対象としているところでございます。2番目でございますが、支援事業の流れとなっているところでございますが、一番上の生産者の方が申請をしていただくのですが、申請のほうは、農林水産課に事務局がございまして転作等の事務を行います土浦市の再生協議会、こちらが事業主体でなんとかしたいとなるころはございまして、JAの各支店の営農課にもご協力いただいて、申請をいただきその申請を、市の再生協議会の事務局で取りまとめ、地方農政局、一番下でございますが、こちら具体的には関東農政局、国のほうに申請して、農政局が審査して生産者に交付されるという仕組みとなっているところでございます。よって、土浦市の再生協議会の事業として、市の計上予算としての必要はないということでございます。しかしながら今般、コロナ関係の農業者向けの交付金ということで、本委員会に報告を差し上げるものでございます。支援内容でございますが、こちらに書いてございますが、わかりやすい資料として、恐れ入りますが3ページの方をお願いします。こちらについては、農林水産省の交付に関する案内でございまして、それを基に作成しているものでございます。まず交付金のポイントの1つでございます。一番上ですが高収益作物とされます野菜、花き、果樹、茶について次期作の支援に前向きに取り組んでいるという方に対する支援でございます。その次に下の段でございますがポイントの2つ目として、支援対象となる生産者は、先ほど申し上げましたとおり令和2年の2月から4月の間に、高収益作物について出荷実績があるか、又は廃棄等により出荷ができなかった生産者ということでございます。こちらについては実際に収益が減っているかどうかということが問われないというのが特色となっているところでございます。ポイント3つ目でございますが支援内容その1とあるところでございます。高収益作物の次期作に向けた取組みについて次のおり支援します、とありますが支援単価としましては、一反当たり5万円というのが基本で、それから②であります施設栽培、施設にハウスなどを使って機械などを設置して

いる行っている場合の花き、それから大葉、わさびとかそういったものについては反当たり8万円と、それからその下のマンゴー、おうとう及びぶどうは25万円ということで、本市につきましては、こちらは支援栽培の花き、こちらのアリストロメリアの農家さんが該当になっているようでございます。それから1番下の箱にもございますが対象となる取組み例ということで、この交付金は次期作に対する交付金でございますので、表にあるような、取組みをしていることが必要となります。こちらは、農林水産省のホームページを見ると、この時期に生産があったの農家さんは、該当になってくるのではないかとこのころでございます。支援内容その1は、そのようになっておまして、その次のページ、4ページでございます。支援内容その2ということで、こちらについては、一反当たり2万円を支援するというので、ホームページ等を整備して、通販等を行った場合など、後は新品種、新しい作物の中で別の作物を作っているとか、あまりないんですが海外に輸出した場合の農薬基準を満たす努力をしている等を行った場合は、反あたり2万円と。3つの取組みをした場合は3つの取組みで最大6万円の補助があるというようなことでございます。それから支援内容その3でございますがこちらは厳選出荷に関するもので、こちらについては品質の良い作物、検査をして厳選して出荷する取組みに対して人を雇用した場合には1日当たり2,200円を支給するというようなものでございます。対象品目支援栽培は大場、わさび、マンゴー等でございます。こちらは対象となる取組みとして花きの場合はフラワーネットなど、これは倒壊防止ですね。それから芽かき、摘花などを行うものでございます。茶の取組みとありますが、本市はお茶を出荷する方はいないので、該当になることはありませんが、書いてあるとおりでございます。交付金におけるポイントについてまとめますと、野菜、花き、果樹、茶など高収益を作っていて、2月から4月まで出荷があって、それぞれ示された次期作への取組みを行っているというものでございます。事業の流れということで、これは先ほど示したとおりでございます。

恐れ入りますが2ページの方へ戻っていただいて、経緯及び予定と下段にあります、4月から書いてあるところでございますが、その中で7月28日というところがございまして、ここで具体的な内容が説明されたというようなことが実態でございまして、コメ印にもありますが、8月末日の締切りには支援対象となる取組みを実施済みののみならず、年度内に取り組みの実施を予定している申請を含めて、全てを網羅するよう説明がありまして、要は8月いっぱいまでに、農家さんから申請を受けて、提出してくださいというようなことが7月28日にあったということで、本市や他市については、再生協議会から、米農家さんなど出荷団体がいない方なども含めて、対象外の農家さんもありますが、全ての方に対して農家組合や認定農業者さんをとおしまして通知をしまして、3,500件ほどになっているものでございますが、ダブっている方もいらっしゃるま

すが、JAさんなどの協力を得まして、申請受付をお盆前から始まりまして、現在のところでございますが、市とJAさんを合わせまして、約200件弱ほどの申請となっております。今週中に申請を取りまとめて国のほうに申請書を提出していくというようなものでございます。今回は2月から4月までの出荷と限定されておりますが、5月以降に出荷した農家さんに対する追加措置があるかどうかは、今後の提出や国全体の要望によって示されるということで今のところは追加措置があるかどうか、全く示されておられません。説明については以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。タイトなスケジュールの中で、大変でした。ただ今の件に関しまして何かございますか。ないようでしたら、次の案件となります。土浦港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施について執行部から説明願います。

○**飯泉都市計画課長** 都市計画課でございます。続きまして、別添資料の10土浦港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施につきまして、説明をさせていただきます。別添資料10の1ページをお願いいたします。1番の調査の目的でございますが、本市が所有しております川口二丁目地区の京成ホテル跡地につきましては、官民連携による水辺空間の賑わい創出の検討を進める中、民間活力の導入による土地活用に向けまして、民間事業者との対話を通じて広く意見・アイデア等を伺うとともに、事業への参入意向や本地区への進出条件等を把握するため、実施するものでございます。このサウンディング型市場調査とは、どのようなものかと申しますと、民間事業者との意見交換等を通しまして、市場性の有無や実現可能性、民間事業者が参入しやすい条件等の情報収集を行うものでございます。2番の実施スケジュールにつきましては、明日8月25日から10月末まで受付を行い、意見交換等を実施する予定としてございます。3番の調査の内容につきましては、事業イメージや事業手法、スケジュールなどのほか、行政に期待する支援や配慮してほしい事項等を確認していただいております。4番の実施結果の公表と今後の予定といたしましては、御参加いただきました参加事業者のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、委員の皆様にも調査結果につきましては、御報告をさせていただきます。

また、本調査によって得られた御意見等を踏まえまして、民間事業者の公募に向けた検討を進めていければ、と考えております。2ページをお願いいたします。こちらは、位置図となっております。市有地が約5.1ヘクタールのうち、先行整備をいたしましたりんりんポートを含む約1.2ヘクタールを除く約3.9ヘクタールが対象地となっているものでございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございます。こちらに関して御質問等はございますか。

(「なし」との声あり。)

○**勝田委員長** それでは、次の案件となります。

令和元年度土浦市水道事業会計継続費精算報告について執行部から説明願います。

○**黒須水道課長** 水道課でございます。別添資料11の1ページをお願いいたします。

令和元年度土浦市水道事業会計継続費の精算につきまして御報告いたします。なお、水道事業会計予算（継続費）の精算につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告案件となっているものでございます。概要でございますが、配水場整備事業（右廻配水場）におきまして、平成30年度、令和元年度の2箇年で継続費を設定し、工事を行ったものでございます。内容は、旧右廻配水場の敷地は、国有地を無償借地しておりましたが、この敷地が手狭のため、新たに用地を取得し、新右廻配水場を建設しておりました。これが完成したことにより、財務省から速やかに敷地を原形復旧し、返還するよう求められたため、旧右廻配水場の解体・撤去工事を行ってまいりましたが、これの竣工に伴いまして当報告書のとおり精算を行ったものでございます。説明は以上でございます。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございます。こちらに関して御質問等はございますか。

(「なし」との声あり。)

○**勝田委員長** それでは、次の(3)その他に入ります。ア工事発注状況報告については、各自、資料に目を通すこととし、説明は省略いたします。次第(3)のその他として、執行部から何かありますか。

○**内田委員** 今度の委員会でいいんですが、地方創生臨時交付金の土浦への総額があると思うんですが、その総額で、ここに、既にいろいろ使っておりますね。その合計そして、そのその差額をできれば教えてください。御報告願いたいと思っております。

○**栗原副市長** 資料を揃えて御説明いたします。

○**船沢都市整備部長** 執行部のほうからは、特にございません。

○**勝田委員長** 委員の皆様からは、何かございますでしょうか。それでは、以上で産業建設委員会を閉会いたします。委員の皆様、そして、執行部の皆様、大変お疲れ様でございました。